

(様式5)

市民意見募集手続きの結果について

1 計画等の案の名称 上田市中小企業・小規模企業振興基本条例(案)

2 募集期間 令和元年12月2日(月曜日)から令和元年12月31日(火曜日)まで

3 実施結果

(1) 件数 15件(7人)

(2) 提出方法

持参	郵便	電子メール	ファクシミリ	計
0件(0人)	0件(0人)	14件(6人)	1件(1人)	15件(7人)

4 意見に対する市の考え方

番号	意見区分	意見の概要(要旨)	市の考え方
1	前文	「地方の労働者の90%以上が中小企業小規模企業に勤務し生計を立てているという実態を踏まえて、地域の中小小規模企業振興が、市民や地域を元気にする」という視点を統計数値等も引用すべき。	統計的な数値につきましては、解説文に追記します。
2	前文	市民・事業者及び市は、中小企業がこの町で発展し続けるとともに、働く人が生きがいと働きがいを得ることができるよう、相互信頼と信頼のもと、協働する必要がある。との考えのもと、市内中小企業の振興を図ることが地域づくりを推進するとの理念を明示すべき。 また、飛鳥時代より東山道が通り交通の要所であったことや江戸時代から教育、寺子屋等の教育に力を入れ、養蚕業が栄える基盤ができていたことも記すべき。	ご提案の「働く人が生きがいと働きがいを得ることができる」、「相互信頼と信頼のもと、協働する」については、他の条文や解説文に追記します。 なお、前文については出来る限り簡潔に上田市の特徴や中小企業者及び小規模企業者が地域として重要な役割を果たしていることを述べており、様々な要素を入れ込むのは難しいため、記載のとおりとさせていただきます。
3	前文	目に見えにくい重要性和、構造上の矛盾が中小企業・小規模企業振興における重要課題であると考えられる。中小企業・小規模企業の重要性および構造の事実につき、一步踏み込んだ明記をすべき。	ご意見のとおり、中小企業・小規模企業の産業構造上の課題を考慮することは重要であると考えため、第4条(市の責務)の第1項に「産業構造を踏まえた上で」という文言を追記します。 なお、前文については出来る限り簡潔に上田市の特徴や中小企業者及び小規模企業者が地域として重要な役割を果たしていることを述べており、様々な要素を入れ込むのは難しいため、記載のとおりとさせていただきます。

4	(目的) 第1条	平成22年に中小企業憲章が閣議決定され、それを元に中小企業振興条例を定めることになっていることだとすれば、「経済活力の源泉である中小企業、小規模事業者がその力を思う存分に発揮できるように、中小企業組合、業種間連携などの支援活動が円滑に行われるようにするために目的を定める」のではないかと。 そしてこの目的を達成することにより、上田市がさらに発展していくために基本理念を掲げ、中小企業、小規模事業者に関わる者それぞれの立場を明確にし、上田市として責任を持って「取り組んでいくこと」をこれ以降の条文に記す必要があるのではないかと。	中小企業憲章等を踏まえた上で、ご意見の内容につきましては、前文や第3条(基本理念)に同等の内容を記載していると考えております。 なお、目的につきましては、一見して条例の内容を理解・推測することが出来るように条例制定の趣旨・目的を出来る限り簡潔に表現したものです。
5	(目的) 第1条	より分かりやすく、以下のように具体的に記すべき。 本条例は市内の中小企業の振興について基本となることを定め社会構造の変化・変革に対応した産業集積を維持してその発展を促進し、市民・事業者及び市はそれぞれの立場役割について相互に理解を深め健全で調和のとれた地域づくりに寄与する。	本条例は、理念条例であり、目的につきましては、一見して条例の内容を理解・推測することが出来るように条例制定の趣旨・目的を出来る限り簡潔に表現したものであり、ご意見の内容につきましては、解説文に反映させていただきます。
6	(定義) 第2条	第1項(3)中小企業関係団体等に「中小企業家同友会」を固有名詞として入れるべき。 同団体は中小企業憲章の制定から始まり、全国的に中小企業基本条例の制定運動を推進している経営者団体である。	経営者団体等、任意団体は数多くあるため、その他の中小企業の支援を行う団体として、記載のとおりとさせていただきます。
7	(定義) 第2条	同項(7)として「上田市民」の定義を加筆すべき。	第7号として、市民の定義「市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。」を追記します。
8	全体及び(基本理念) 第3条	条例は市民が読みやすく理解しやすい表現で記載していただきたい。 第3条を例とするならば、 1 中小企業の振興は、中小企業者による経営基盤の強化及び経営の革新を図るための創意工夫と自主的な努力を促進されるように行うことを基本とする。 2 中小企業の振興は、中小企業者が多様な分野における特色ある事業活動を通じて、地域の経済及び雇用を支え、市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識のもとに行われる。 3 中小企業の振興は、国、県、市、中小企業者、中小企業関係団体等、大企業者、教育機関、金融機関等及び市民その他の関係者の連携及び協力を得て行う。	逐条解説を作成してまいります。 条文の表現方法の違いのため、記載のとおりとさせていただきますが、第3項については、解説文に「それぞれの立場・役割について相互に理解を深める」を追記します。 なお、より強い表現とするために、語尾を「されなければならない」としています。

		4 小規模企業の振興は、小規模事業者の経営の規模及び形態を踏まえ、その資源の有効な活用が図られるとともに、多様な主体との連携及び協力により、その事業の持続的な発展と事業活動が円滑に推進されるように行うことを基本とする。とすべき。	
9	(基本理念) 第3条	以下のように、具体的施策をわかりやすく書くべき。 ・産業集積の基盤を強化する施策 ・生活と産業が共存し、高め合う地域づくり推進のための施策(消費者利益の保護を図るとともに市民が安心して商品やサービスを購入できるように消費生活に関する施策等も含む) ・産業に携わる人材を確保し、及び育成するための施策	施策につきましては、第11条(施策の基本方針)で述べておりますので、基本理念については、記載のとおりとさせていただきます。
10	(市の責務)第4条	参照されている中小企業基本法の(国の責務)と同様に市の責務を明確に記す必要があるのではないかと。それを踏まえれば、 (市の責務) 第4条 市は、基本理念に基づき、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、実施していくことに責を有する。 2 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するために、中小企業者、中小企業関係団体等、大企業者、教育機関等及び金融機関等の連携が積極的に行われるように努める。 3 市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、適正な価格執行及び契約の透明かつ公正な競争に留意しつつ、上田市の中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。	第1項は、同様の趣旨と考えることから、記載のとおりとさせていただきます。 第2項は、「積極的に行なわれるよう努める」を追記いたします。 第3項は、「増大に配慮する」に修正します。
11	(市の責務)第4条	この条例が実のあるものとするため、第4項として、「市は毎年基本条例の推進のために進捗状況を検証し市民に報告する。その責任者は上田市長とする。」を加えて頂きたい。 責任の所在が行政の長であると明確化することと、毎年のプランニング及び検証を行うことで更なる中小企業の発展と地域の振興が可能となると思う。	条例に基づいた施策の推進につきましては、第12条(意見聴取)で検証及び公表することを追記いたします。 また、具体的な施策の検証等については、検討委員会等を立ち上げ検討してまいりたいと考えております。
12	(市の責務)第4条	第3項を「市の工事の発注並びに物品及び役務の調達にあたっては適正な価格・予算の執行及び透明かつ公平公正な競争に留意しつつ、市内の中小企業者の受注機会に積極的に確保に努めなければならない」とすべき。	受注機会の「増大に配慮する」ものとするに修正します。

13	<p>(中小企業者の努力)第5条</p>	<p>中小企業基本法第7条から第9条を要約すれば、「中小企業者が、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展のために努力し継続していられるように、行政府(市)は特に小規模企業への配慮をしつつ、必要な法制上、財政上及び金融上の措置を行い、中小企業に関する団体又は関連のあるものが協力して施策が実施されていくようにしなければならない。」と解釈でき、それを踏まえれば、第3項から第5項は主語を中小企業者に限定することなく、以下のようにはすべきではないか(第3項、第4項は別の条に移して記すべきではないか)。</p> <p>3 中小企業者間並びに行政、中小企業関係団体等、大学等、金融機関等は中小企業者との連携を図るよう努めるものとする。</p> <p>4 中小企業者が、雇用機会の確保や人材の育成を図るとともに、従業員の福利厚生の実施及び仕事と生活の調和を図ることのできるよう、関連団体は中小企業者と共に労働環境の整備に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>5 中小企業者は、市及び中小企業組合、教育機関等と共に、地域の将来を担う児童、生徒及び学生に対し、職業体験の機会を提供する等により、勤労観及び職業観の育成に努めるものとする。</p> <p>また、第6項、第7項については、中小企業者だけが責を負い、努力すべきものではなく、市の責務で仕組みを構築すべきことなので第5条からは削除し、別の条で市の責務として記すべきである。</p>	<p>第3条(基本理念)において、中小企業の創意工夫と経営の向上に対する主体的な努力を促進する取り組みの重要性や中小企業者及び小規模企業者が、地域にとって幅広く貢献する重要な存在であるという共通認識のもと、中小企業に関わる全ての者が連携・協力しながら中小企業の振興に取り組むことの重要性を述べております。よって中小企業の振興については、関係者の連携・協力を前提としており、それらを踏まえた上で市の責務、中小企業者の努力、中小企業関係団体等、大企業者、教育機関等、金融機関等の役割をそれぞれ定めているため、記載のとおりとさせていただきます。</p> <p>第6項につきましては、中小企業者は、市内企業のほとんどを占めるため、市内で生産された商品の購入やサービスの利用等を市や市民が促進するとともに、中小企業者同士が相互に利用することで、地域経済の循環率が高まり、結果、雇用や安定した所得を生み出すことにもつながるため、記載のとおりとさせていただきます。</p> <p>第7項につきましては、中小企業者は経営資源が限られているため、情報収集や支援施策を積極的に有効活用するために、中小企業関係団体等を利用するという趣旨のものであり、記載のとおりとさせていただきますが、第4条(市の責務)の2の解説文に、「中小企業者が経営能力を高められるように中小企業関係団体等の情報提供、設備利用や教育機関等の活用がしやすいように施策の推進を行うこと」を追記します。</p>
14	<p>(中小企業者の努力)第5条</p>	<p>以下のように、具体的にわかりやすく記載すべき。</p> <p>中小企業者は経営の基盤強化、人材の育成及び雇用環境の充実を図り、生きがいと働きがいを得ることができる職場づくりに積極的に取り組む。又、地域の構成員として地域づくりに積極的に取り組むと共に環</p>	<p>条文は、ご意見の内容を個別に分けて表現しており、記載のとおりとさせていただきますが、第2項に「地域づくりに積極的に取り組むとともに環境との調和に配慮し」を追記します。</p>

		境との調和に十分配慮する。	また、第4項の「従業員の福利厚生の充実及び仕事と生活の調和を図ることのできる」を「従業員が生きがいと働きがいを得ることができる」に修正します。
15	(大企業の役割) 第7条	以下のように修正すべき。 中小企業と大企業が共に地域づくり・地域発展に欠くことの出来ない重要な役割で有ることを認識し、地域経済の発展及び地域づくりに積極的に取り組むように努める。	中小企業の振興が果たす役割として、「市内経済の発展」に加え、「地域づくり」を追記します。
16	(金融機関等の役割) 第9条	中小企業・小規模事業者に寄り添い、適切な事業評価を行うことで、個人保証を求めない融資や支援を拡大していくことを金融機関の努力義務として追記すべき。 平成25年12月5日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の適用が平成26年2月1日から開始されているため。	経営者保証に関するガイドラインでは、経営者保証については、経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で検討することになっているため、記載のとおりとさせていただきます。
17	(施策の基本方針) 第11条	中小企業の課題の一つに「人手不足」「人員確保の難しさ」がある。SDGsの「誰一人として取り残さない」という理念を基に「多様な人材の就労を推進すること(障がい者、高齢者、ひきこもり者等)と、そのための施策(地域での就労支援、学生へのプレジョブ支援)を加えていただきたい。第11条中に「より多様な働き手の活躍の推進」を織り交ぜるべき。	第4号に、「多様な人材が活躍できる」を追記します。
18	(意見の聴取等) 第12条	中小企業をはじめとした参加者による推進会議のような仕組みとして、上田市の中小企業振興が進んでいるかの進捗確認ができる場とし、市長の責任において、進捗状況を報告し、それに基づくPDCAが回っていく場としていただきたい。	条例に基づいた施策の進捗状況の確認については、条文に、施策の推進状況の検証を行い公表することを追記します。 また、中小企業振興プランの見直しなど検討委員会等の立ち上げを検討してまいります。具体的な委員構成や施策の検証、公表方法については、ご意見を踏まえ、検討してまいります。

※類似の意見はまとめて回答している、また、1件の意見提出で複数の意見区分に対して意見が提出されているものがあるため、提出件数と一致しない場合があります。